◎調達機関番号　018　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　77
⑵　購入等件名及び数量　船舶（東光丸）第２種中間検査及び一般修繕　一式
⑶　調達案件の仕様等　仕様書による。
⑷　履行期間　平成29年８月22日から平成29年９月30日まで。
⑸　履行場所　東光丸の定けい港（東京港）から540マイル以内の請負者造船所。
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成28・29・30年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」いずれかの等級に格付けされている者であること。
⑷　水産庁長官から、水産庁物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
⑸　当該船舶を修繕するために必要な船渠又は船台を現に有している者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒100―8907 東京都千代田区霞が関１―２－１　水産庁漁政部漁政課船舶管理室　辻野　彰　電話03―3501―9562
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて無料で交付する（行政機関の休日を除く。）。ほか、郵送による配布希望者は、封書に「平成29年度東光丸第２種中間検査及び一般修繕　入札説明書希望」と記入の上、返信用封筒（角２判）に250円切手を貼付し、上記３⑴宛て郵送すること。
⑶　入札説明会の日時及び場所　平成29年６月26日午後２時　東京都中央区晴海五丁目９番地先　晴海埠頭ＨＩ　漁業取締船「東光丸」
⑷　入札、開札の日時及び場所　平成29年７月20日午後２時　東京都千代田区霞が関１―２－１　水産庁会議室（ただし、郵送（書留郵便に限る。）による入札書の受領期限については、上記３⑴宛て、平成29年７月20日午後０時までに必着とする。）
4　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した競争参加に必要な証明書類を平成29年７月18日午後５時までに、上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該証明書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。当該証明書類に関し説明の義務を履行しない者は落札決定の対象としない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した入札及び水産庁競争契約入札心得第４条の３の規定に違反した者の入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した調達案件を履行できると支出負担行為担当官が判断した証明書類を添付して入札書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kazuo Sato, Director General of Fisheries Agency
⑵　Classification of the services to be procured : 77
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Ship (TOKO-MARU) Intermediate inspection No. 2 and Repair services 1 set
⑷　Fulfillment period : From 22 August, 2017 through 30 September, 2017
⑸　Fulfillment place : Dockyard near (about 540 N.M.) the Mother Port of TOKO-MARU (TOKYO Port)
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
③　have the Grade “A”, “B” or “C” in terms of qualification “provision of services” for participating in tenders by Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2016, 2017 and 2018.
④　prove not to be a period of receiving nomination stop from the contracting officer etc.
⑤　have the dock of condition that a Vessel can be repaired and it is vacant.
⑺　Time limit for tender : 2 : 00 P.M., 20 July, 2017 (tenders submitted by mail 12 : 00 P.M., 20 July, 2017)
⑻　Contact point for the notice : Akira Tsujino Office of Vessels Management, Fisheries Policy Planning Department, Fisheries Agency, 1―2―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8907 Japan. TEL 03―3501―9562

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成29年5月26日
支出負担行為担当官
水産庁長官　佐藤　一雄

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　77
⑵　購入等件名及び数量　船舶（白竜丸）第２種・第３種中間検査及び一般修繕　一式
⑶　調達案件の仕様等　仕様書による。
⑷　履行期間　平成29年８月22日から平成29年10月５日まで。
⑸　履行場所　白竜丸の定けい港（東京港）から570マイル以内の請負者造船所。
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。